

平成26年6月30日

広島市議会議長

碓井法明様

提出者

広島市議会議員

谷口 修 若林 新三

沖宗 正明 村上 厚子

広島市の国民健康保険料の更なる激変緩和措置を求める決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

広島市の国民健康保険料の更なる激変緩和措置を求める決議案

今年4月から本市の国民健康保険料の算定方式は、従来の「市民税方式」から「所得方式」へ変更された。この中で、これまで市民税が非課税であった世帯などに対して一定の激変緩和措置が取られたところである。しかし、その一方で、扶養控除や住宅ローン控除を受けていた世帯では、保険料が大幅に上昇した。

保険料の大幅な増額が、市民に受け入れられるためには、滞納者が少なく、保険料の算定が公平、かつ、公正でなければならない。しかし、今回の算定方式の変更によって大幅な増額を求められた市民にとっては、不公平感が増す結果となっている。保険料が3倍～4倍になった人たちが、一部の層の激変緩和措置のために自分たちにしわ寄せが来たと感じるのも無理のないところである。

よって、本市議会は、13%にも及ぶ保険料の滞納を減らし、本市国民健康保険事業への信頼を失わせないために、更なる激変緩和措置を求めるものである。

以上、決議する。

平成26年7月 日

広島市議会